

## 生活困窮者一時生活支援事業等の事業内容及び過去5年間の実施状況

	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)
利用人数 (人)	13	20	13	23	17
利用日数 (日)	124	163	79	196	165
決算額 (円)	0	5,652,500 ※幹事市 うち吹田市利用分 1,306,000	0	1,297,200	1,114,400

- 経緯

平成14年(2002年)8月に施行されました「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」に基づき、平成16年(2004年)1月からホームレス緊急一時宿泊事業を開始しました。大阪府内を4つのブロックに分け(大阪市を除く)、管内のホームレスの方の支援策としてきましたが、平成27年(2015年)4月に生活困窮者自立支援法が施行されたのに伴って、同法の一時的支援事業として再編成されました。大阪府内を2つのブロックに分け(大阪市を除く)、本市は大阪府・市町村ホーム自立支援推進協議会北大阪ブロック(吹田市・豊中市・池田市・高槻市・茨木市・箕面市・摂津市・島本町・豊能町・守口市・枚方市・寝屋川市・大東市・門真市・四条畷市・交野市)に参画しています。
- 事業内容

住居のない生活困窮者で収入や資産が一定水準以下の方に対して、原則3か月に限り、宿泊場所や食事を提供し、安心した生活を営めるよう契約ホテル等を一時的に利用しています。
- 費用負担

ブロックの契約担当市(平成25年度(2013年度)までは幹事市※)が契約及び支払いを行っています。平成25年度(2013年度)は、本市がブロックの幹事市として契約及び支払いを行いました。なお、当該費用は大阪府の「緊急雇用創出事業臨時特例基金」に基づき、全額府補助となっていました。平成27年(2017年)4月に生活困窮者自立支援法が施行されたのに伴って、同法の一時的支援事業として再編成されたため、現在は国庫補助率2/3の事業となっています。